

標題

日本籍船に搭載される Immersion suits について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0661  
発行日 2006年6月19日

各位

平成 18 年国土交通省令第 31 号より日本籍船に搭載される Immersion suits に関しましてお知らせ致します。

1. 安全設備規則 3 編 2.1.3-2.(1)及び 4.1.4 に従い、全乗船者分のイマーションスーツを搭載する。
2. 安全設備規則 3 編 2.1.3-2.(2)にいう当直員用のイマーションスーツの数は、船橋、機関制御室その他当直員が配置されている場所において当直員として指定されている人数分とする。ただし、以下の要件のいずれにも該当する作業場所(船橋、機関制御室その他当直員が配置される場所を除く。)に作業員を配置する場合には、その人数分を上記の数に加えた数とする。
  - (1) 継続的に乗組員が作業を行う場所であること。この場合において、「継続的に」とは当直と同程度にその場所に配置されることをいう。
  - (2) 前 1.により備え付けるイマーションスーツを容易かつ迅速に取り出すことができない場所であること。
3. 救助艇及び海上退船システムの乗組員用のイマーションスーツは、全乗船者分及び当直員用のイマーションスーツと兼用して差し支えない。この場合、当該乗組員用のイマーションスーツ及び耐暴露服は必要ない。
4. イマーションスーツは、容易かつ迅速に取り出すことができるように旅客室、船員室その他適当な場所に積み付けられること。ただし、当直員用のイマーションスーツは前 2.のそれぞれの場所に積み付けられること。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艤装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。